

# 指定訪問看護 重要事項説明書

2025年2月10日 現在

## 1. 事業者

- (1) 法人名 有限会社 いきいきリハビリケア
- (2) 法人所在地 福岡県久留米市野中町329-1
- (3) 電話番号 0942-40-8383
- (4) 代表者氏名 代表取締役 深井 伸吾
- (5) 設立年月日 平成17年10月17日

## 2. 事業の目的と運営方針

要支援状態又は要介護状態にある方に対し可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことを目的とします。また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

## 3. 事業所の概要

### (1) 提供できるサービスの地域

事業所名	いきいき稲富訪問看護ステーション
指定番号	4062190048
所在地	福岡県八女市稲富60-1
電話番号	0943-24-6677
FAX番号	0943-24-6611
サテライト事業所名	いきいき稲富訪問看護ステーション「久留米」
サテライト所在地	福岡県久留米市荒木町白口2018-1
サテライト電話番号	0942-51-4441
管理者の氏名	田中 博子
サービス提供地域	八女市（星野村、矢部村除く）、広川町、みやま市、久留米市、筑後市（その他の地域については相談に応じます）

### (2) 事業所の職員体制

	職務の内容	常勤	非常勤	合計
管理者 看護師	業務の一元的な管理 医師の指示に基づいた看護	1名、看護師 と兼任		1名
看護師/准看護師	医師の指示に基づいた看護	3名	3名	6名
機能訓練士	機能訓練の指導 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	6名	2名	8名

### (3) 営業日及び営業時間

営業日	営業時間帯	サービス提供時間
月～土曜	午前8時30分～午後5時30分	午前8時30分～午後5時30分

・ 休日は日曜日、年末年始（12月31日～1月3日）

※ 営業日及び営業時間外は24時間連絡可能な体制をとっております。  
ただし、緊急時訪問看護体制等の加算に対するご契約をしている方に限らせていただきます。

## 4. サービスの内容 ※要介護度が変わった際は該当する計画に合わせて提供します。

サービス区分と種類	サービスの内容
「訪問看護計画」又は「介護予防訪問看護計画」の作成	主治医の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービスの内容を定めた「訪問看護計画」又は「介護予防訪問看護計画」を作成します。

<p>「訪問看護計画」又は「介護予防訪問看護計画」の提供</p>	<p>「訪問看護計画」又は「介護予防訪問看護計画」に基づき、訪問看護を提供します。</p> <p>①病状・障害の観察      ②褥瘡の予防、手当て  ③リハビリテーションの実施と指導      ④清拭・洗髪  ⑤療養生活や介護方法の指導  ⑥体位交換・食事・排泄の介助  ⑦その他医師の指示による医療処置</p>
----------------------------------	---

#### 5. サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせ下さい。
- (2) 作成した「訪問看護計画」又は「介護予防訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- (3) サービス提供は「訪問看護計画」又は「介護予防訪問看護計画」に基づいて行います。なお、「訪問看護計画」又は「介護予防訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

#### 6. サービス提供にあたっての禁止行為

職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類の預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ 利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為
- ⑦ 訪問看護は、介護保険制度等により「利用者の心身の機能回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこと」とされています。これ以外の業務（料理・買い物・掃除等の家事一般）はお引き受けできません。

#### 7. 衛生管理

- ① 看護職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

#### 8. 提供するサービスの利用料、利用者負担額（別紙1：介護保険）（別紙2：医療保険）

#### 9. その他の費用について

衛生材料等は実費負担となります。また、主治医からの訪問看護指示書料が主治医が発行する頻度に合わせて別途かかります。支払いは主治医の医療機関となります。

#### 10. 料金の支払い方法

利用月の翌月15日以降に利用者に請求し、25日（休日の際は翌営業日）に当社指定の金融機関による口座振替にてお支払いいただきます。

#### 11. サービス提供の記録

指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供に係る保険給付支払いの日から5年間保存します。

また利用者は、事業所に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

#### 12. 虐待の防止について

事業者は利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 苦情解決体制を整備しています。
- (2) 従業者に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を実施しています。
- (3) サービス提供中に、当該事業所は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

### 13. 守秘義務に対する対策

当事業所及び職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。また、退職後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とします。

### 14. 個人情報の保護について

事業者は、個人情報を利用目的（下記参照）以外には用いません。また、事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示します。

### 15. 個人情報の利用目的

【 利用者及び家族への看護サービス提供に必要な利用目的 】

1. 事業所内部での利用目的
  - (1) 事業所が利用者等に提供する看護サービス
  - (2) 介護又は医療保険事務
  - (3) 看護サービスの利用に関わる施設の管理運営業務のうち次のもの
    - ・ 事故、緊急時等の報告
    - ・ 当該利用者の看護、医療サービスの向上を目的とした症例研究、発表
2. 他の介護、看護事業所等への情報提供を伴う利用目的
  - (1) 事業所が利用者等に提供する看護サービスのうち
    - ・ 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者等との連携（サービス担当者会議）照会への回答
    - ・ その他の業務委託
    - ・ 家族等への心身の状況説明
  - (2) 介護又は医療保険事務のうち
    - ・ 審査支払い機関へのレセプト提出
    - ・ 審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
  - (3) 損害賠償保険等にかかわる保険会社への相談又は届出等

### 16. 夜間及び緊急時の対応について

当ステーションは、夜間や休日等、24時間連絡やご相談に対応できる体制をとっており、必要に応じ居宅サービス計画の予定に組み込まれていない臨時の訪問も致します。

ただし、緊急時の対応を希望される場合は、「緊急時訪問看護加算」の契約をして頂くことが必要です。また、夜間・休日等臨時訪問を行った場合は、訪問看護時間に応じて居宅サービス計画の修正が必要になり、その単位数の一部負担が生じます。

### 17. 緊急時及び事故発生時における対応方法

訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた時には、速やかに主治医に連絡する等の必要な処置を行います。また、事故発生時は主治医・家族への報告、市町村への報告を行うとともに、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録しておきます。また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

### 18. 利用者の尊厳

利用者様の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、職員教育を行います。

### 19. 相談窓口・苦情対応

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

①当事業所におけるご利用相談室

窓口相談者	田中 博子
ご利用時間	月～土 午前8時30分～午後5時30分
電話	0943-24-6677

※公的機関においても、苦情申し出ができます。

○八女市介護長寿課

所在地 福岡県八女市本町647番地  
電話 0943-23-1353 FAX 0943-22-2186

○福岡県介護保険広域連合 柳川・大木・広川支部

所在地 福岡県柳川市三橋町正行431  
電話 0944-75-6301 FAX 0943-22-2186

○筑後市介護保険係 所在地 福岡県筑後市大字山ノ井898番地 電話 0942-53-4115 FAX 0942-52-5928
○久留米市健康福祉部介護保険課（久留米市庁舎6階） 所在地 福岡県久留米市城南町15番地3 電話 0942-30-9205 FAX0942-36-6845
○みやま市介護健康課 所在地 福岡県みやま市瀬高町小川 5 番地 電話 0944-64-1515 FAX0944-64-1503
○福岡県国民健康保険団体連合介護保険課 所在地 福岡市博多区吉塚13-47 電話 092-642-7859 FAX 092-642-7857 対応時間 午前9時～午後5時（土日、祝日除く）

20. 損害賠償責任保険

保険会社	東京海上日動火災保険株式会社
保険内容	損害賠償保険

※ 但し、損害賠償保険の支払いは、事業所に故意又は過失が存在する場合には限られます。  
また、損害賠償保険金が支払われる場合であっても、利用者様に過失が認められる場合には賠償金額が減額されることとなります。

21. 訪問看護活動場面（写真・作品）の取り扱い及びホームページの掲載

当社では、利用者様の元気の回復と自立を目標に訪問看護を行っています。  
利用者様の生き活きとした表情や個性豊かな作品は心に響く素晴らしいものです。  
つきましては、利用者様の了解の上で、当社見学の皆様、学生、一般の方などにも訪問看護での活動を知って頂く目的で、事業所内に利用者様の写真・作品やホームページでの紹介を行っております。

20 年 月 日

訪問看護サービスの開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

＜事業者＞  
所在地 福岡県八女市稲富60-1  
事業所名 いきいき稲富訪問看護ステーション  
(指定番号 4062190048 )  
管理者名 田中 博子 印  
説明者 印

20 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問看護サービスについて重要事項の説明を受け、これに同意します。

＜利用者＞  
氏名 印  
＜利用者代理人（選任した場合）＞  
氏名 印 （続柄 ）  
＜ご家族代表＞  
氏名 印 （続柄 ）